

金融上の行政処分について（新旧対照表）

旧	新
<p>○ 行政処分の基準</p> <p>1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のよう な点を検証することとしている。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③軽減事由 以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主 的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった 軽減事由があるか。</p> <p>2.（略）</p>	<p>○ 行政処分の基準</p> <p>1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のよう な点を検証することとしている。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③軽減事由 以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主 的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった 軽減事由があるか。 <u>特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づ き、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮 するものとする。</u></p> <p>2.（略）</p>